

児童手当法の一部を改正する法律の概要

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図る観点から、3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額を、第1子及び第2子について倍増し、出生順位にかかわらず一律月1万円とする。

〈0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当〉

(改正前)

(改正後)

第1子、第2子 月額5千円
第3子以降 月額1万円



月額1万円 (倍増)
月額1万円 (現行どおり)

施行日:平成19年4月1日 (最初の支給月 6月)

※所得制限あり(政令事項) サラリーマン家庭の標準4人世帯で年収860万円(現行どおり)

(参考) 3歳以上小学校修了前の児童の養育者に対する
児童手当 (現行どおり)

- ・支給額: 第1子、第2子 月額 5千円
 第3子以降 月額 1万円
- ・所得制限あり (上記と同じ)

